

監査結果公表第5号

公の施設の指定管理者監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成31年 3月18日

四日市市監査委員	加藤	光
同	廣田	正文
同	笹岡	秀太郎
同	山口	智也

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 四日市酪農グループ
商工農水部農水振興課農業センター(指定管理に関する事務の所管所属)
- 3 事前調査期間 平成30年12月12日から平成31年 1月17日まで
- 4 監査期間 平成31年 1月18日
- 5 監査対象年度 平成29年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査方法 公の施設の指定管理者に対して、公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。
また、所管所属に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	四日市酪農グループ
代 表 者	有限会社四日市酪農 代表取締役 太田 誠治
住 所	四日市市黒田町395番地

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市ふれあい牧場	
所 在 地	四日市市水沢町1538番地	設置年月：平成9年4月
指 定 期 間	平成27年4月1日～平成32年3月31日	
指 定 管 理 料	6,465,000円(平成29年度)	
指 定 管 理 に 係る収支状況 (平成29年度)	収 入	15,347,749円
	支 出	15,433,871円
	収 支	△ 86,122円
利 用 実 績	年間利用者数 平成27年度 67,927人 平成28年度 60,720人(前年度比 7,207人減) 平成29年度 65,187人(前年度比 4,467人増)	

3 指定管理の業務範囲

- ア 入場の制限、使用の許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可等に関すること。
- イ 利用料金の徴収・減免・還付等に関すること。
- ウ ふれあい牧場の施設・設備等の維持管理に関すること。
- エ その他、ふれあい牧場の運営に関すること。

4 収支状況

単位：円

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
利用料金収入	0	0	0
指定管理料	6,465,000	6,465,000	0
自主事業	8,200,000	8,882,719	682,719
その他	0	30	30
収入計	14,665,000	15,347,749	682,749
人件費	4,490,000	4,425,100	△64,900
管理費	1,735,000	2,302,853	567,853
消耗品費	500,000	820,799	320,799
燃料費	68,000	57,448	△10,552
飼料代	240,000	231,364	△8,636
光熱水費	170,000	146,451	△23,549
修繕費	200,000	444,025	244,025
通信運搬費	78,000	80,180	2,180
広告費	120,000	127,548	7,548
手数料	16,000	16,200	200
保険料	45,000	45,510	510
委託料	250,000	286,848	36,848
使用料	40,000	38,880	△1,120
その他	8,000	7,600	△400
事業費	8,200,000	8,465,918	265,918
一般管理費	240,000	240,000	0
支出計	14,665,000	15,433,871	768,871
収支	0	△86,122	△86,122

第3 監査の結果

四日市市ふれあい牧場の指定管理者四日市酪農グループにおける出納及びその他関連する事務並びに所管所属の指定管理者に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【四日市酪農グループ】

(1) 現場管理者等の通知について

基本協定書第16条に基づく現場管理者等の氏名その他必要な事項の通知がなされていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【商工農水部農水振興課農業センター】

特になし

2 意見

【四日市酪農グループ】

(1) 施設の利用促進について

動物と触れ合える体験型施設であり、また、伊勢湾まで見渡せる景観の良いロケーションにあるため、今までの四日市のイメージを刷新するような四日市の名所となる施設である。市内のみならず市外からも多くの方に利用してもらえるよう、高速道路からの交通アクセスの情報や周辺の観光名所などと合わせて、ふれあい牧場の魅力のPRに努めること。そのために、市と協力してアンケートを実施するなど、まずは現在の利用者の状況について把握を行うこと。

また、個人利用については土日が中心ということであるが、子育て世帯に利用してもらえるような仕掛けを作るなど、平日においても個人利用の促進に努めること。 【要望事項】

(2) 障害者雇用について

事業計画書に「ふれあい牧場の管理業務の中で雇用の場所をつくっていききたい」と記載されているが、立地や勤務時間等の問題から実現していない。勤務条件や環境づくりについて検証を行い、障害者雇用の実現に努め、農福連携のモデル的な取組みについて検討すること。

【要望事項】

【商工農水部農水振興課農業センター】

(1) 事業報告書について

協定書の仕様書に定められた事業報告書の様式に、「乳牛育成事業の実績」が項目として含まれているが、提出された事業報告書には記載されていなかった。乳牛育成事業について

は指定管理で行う業務ではないことから、事業報告書で記載する必要性を検討したうえで、様式と実際の事業報告書との整合性を図ること。 【改善事項】

(2) 指定管理者への指導監督について

基本協定書第16条に基づく現場管理者等の氏名その他必要な事項の通知が指定管理者からなされていなかったにもかかわらず、提出を求めていなかった。基本協定書に基づき提出させること。 【改善事項】

(3) 備品の更新について

取得から20年以上経過している草刈り機があるが、事故のないよう安全に使用できるか十分に確認を行い随時更新すること。 【要望事項】

(4) 監視カメラの設置について

ふれあい牧場には監視カメラが設置されていない。多くの利用者があり、また現金も取り扱っていることから、防犯対策の強化のため設置を検討すること。 【要望事項】

(5) 管理体制について

研修室の利用時間について、午前9時から午後10時までと施行規則により定められている。協定書の仕様書には、使用申請受付は午前8時半から午後5時までとすることと定められているが、職員の体制や勤務時間については特に記載がない。午後5時以降も研修室の利用があった場合は、管理する職員を配置する必要があるため、利用状況に合わせて適切な管理体制がとれるよう条例や協定書に反映させること。 【改善事項】

(6) 団体利用の促進について

ふれあい牧場は子どもたちに生き物の命の大切さや四日市の知られざる魅力を伝えられる非常に良い施設であるが、小中学校の社会見学等の団体利用実績は特定の学校となっているとのことである。社会見学等のルートに組んでもらうなど、各保育園・幼稚園・小中学校で利用に差ができるだけ生じないように、教育委員会やこども未来部に対して働きかけを行うこと。 【要望事項】

(7) 災害時の役割について

ふれあい牧場は指定避難所といった災害時の役割は特に担っていないが、しっかりとした組織体で管理・運営されている施設であるので、地区市民センターや自治会等と協議し、災害時に地域で果たせる役割について検討すること。 【要望事項】

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 西武造園株式会社
こども未来部こども未来課青少年育成室
(指定管理に関する事務の所管所属)
- 3 事前調査期間 平成30年12月14日から平成31年 1月17日まで
- 4 監査期間 平成31年 1月18日
- 5 監査対象年度 平成30年度上半期
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査方法 公の施設の指定管理者に対して、公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。
また、所管所属に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	西武造園株式会社
代 表 者	取締役社長 大嶋 聡
住 所	東京都豊島区南池袋一丁目16番地15号

2 指定管理の内容

施 設 名	①四日市市少年自然の家 ②四日市市水沢市民広場	
所 在 地	①四日市市水沢町字大谷 1423番地2 ②四日市市水沢町252番地 63	設置年月：①昭和62年11月 ②平成 4年10月
指 定 期 間	平成30年4月1日～平成35年3月31日	
指 定 管 理 料	84,240,000円(平成30年度)	
指 定 管 理 に 係る収支状況 (平成30年度 上半期)	収 入 59,664,988円 支 出 52,158,015円 収 支 7,506,973円	

利 用 実 績	利用者数		
	平成28年度	55,698人	(年間)
	(参考 4月～9月)	36,469人	
	平成29年度	53,020人	(年間)
	(参考 4月～9月)	33,124人	
	平成30年度	34,333人	(4月～9月)

3 指定管理の業務範囲

- ア 事業の実施に関すること。
- イ 使用の許可等に関すること。
- ウ 利用料金の徴収等に関すること。
- エ 少年自然の家・水沢市民広場の施設・附属施設等の維持管理に関すること。
- オ その他、少年自然の家・水沢市民広場の運営に関すること。

4 収支状況

単位：円

項目	実施計画（年間）(a)	実績額（上半期）(b)	比較増減 (b) - (a)
利用料金収入	27,000,000	16,037,789	△10,962,211
指定管理料	84,240,000	42,120,000	△42,120,000
事業収入	2,700,000	1,127,099	△1,572,901
その他	673,920	380,100	△293,820
収入計	114,613,920	59,664,988	△54,948,932
人件費	52,671,960	19,945,903	△32,726,057
管理運営費	49,420,440	25,253,358	△24,167,082
消耗品費	3,570,480	2,528,429	△1,042,051
旅費交通費	1,302,480	365,783	△936,697
通信運搬費	1,222,320	536,926	△685,394
賃借料	3,123,360	1,382,190	△1,741,170
保険料	544,000	654,024	110,024
広告費	1,026,000	1,434,572	408,572
光熱水費	8,910,000	3,150,801	△5,759,199
燃料費	2,643,840	1,901,800	△742,040
職員研修費	324,000	111,600	△212,400
業務委託費	22,719,960	11,044,063	△11,675,897
修繕費	3,386,000	1,848,420	△1,537,580
その他	648,000	294,750	△353,250
活動事業費	3,942,000	2,668,994	△1,273,006
一般管理費	8,579,520	4,289,760	△4,289,760
支出計	114,613,920	52,158,015	△62,455,905
収支	0	7,506,973	7,506,973

第3 監査の結果

四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者西武造園株式会社における出納及びその他関連する事務並びに所管所属の指定管理者に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【西武造園株式会社】

(1) 協定書に定められた報告書等について

小規模修繕を実施したときは、基本協定書第18条第3項において、実施後に修繕前と修繕後の写真を報告することとなっているにもかかわらず、修繕費にかかる月次報告書において、修繕前の写真の添付がなされていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(2) 使用許可について

使用許可を決定する際に決裁がとられていなかった。全ての使用許可について、決裁をとること。

(3) 文書管理について

業務日誌において、修正テープによる訂正及び鉛筆による記載が見受けられた。不正防止の観点からも文書を訂正する際には、訂正印による訂正及びボールペン等による記載に改めること。

【こども未来部こども未来課青少年育成室】

(1) 備品管理について

指定管理者に貸与している備品において、備品ラベルが貼付されていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

2 意見

【西武造園株式会社】

(1) 主催事業について

ア 指定管理者のノウハウを活用した環境教育のための取組みを新たに検討しているとのことである。本市は歴史的背景から環境分野に力を入れてきた自治体であるため、所管課だけでなく関係部局と情報交換を行い、取組みを進めていくこと。 **【要望事項】**

イ 予定していた事業のうち、関係団体との調整がつかず中止したものがあつたとのことである。新規事業については、事業計画書を提出した段階で所管課と十分に協議を行い、市の意見も取り入れた上で実現に向けて進めていくこと。 **【改善事項】**

ウ 水沢市民広場は、美しい星空を眺めることができるため「星の広場」として親しまれており、少年自然の家には天体望遠鏡の備えもあることから、プラネタリウムの運営を行って

る博物館と連携し、市民がより自然の星空に親しむことのできる取組みについて検討すること。**【要望事項】**

(2) 利用者の安全について

利用者の安全のため、宿泊利用がある場合は、宿泊専門員と普通救命講習を受講した常勤スタッフ1名が宿泊して24時間体制をとっている。さらに、医療面においても医療機関や引率者と連携して対応できるよう体制を整えるとともに必要な知識を共有すること。

【改善事項】

(3) 不審者対策について

監視カメラやオートロックの設備もない状況下にあるため、安全確保はスタッフの熟練した対応にかかっている。さすまた等の防犯備品の設置状況の確認や使用訓練を十分に行うこと。

【改善事項】

(4) ボランティアスタッフの育成について

小学生、中学生、大学生を中心にボランティアスタッフとして主催事業に参加してもらっている。継続的に参加してもらえるよう、市と連携しボランティアスタッフの育成に努めること。

【要望事項】

(5) 使用許可について

行政財産の目的外使用許可に関する業務は市の責任において実施することとなっている。使用許可の申請があった際に目的内の使用か否か判断が難しい場合は、所管課と十分協議し、慎重な取り扱いを行うこと。

【要望事項】

【こども未来部こども未来課青少年育成室】

(1) 指定管理者への指導監督について

指定管理者から提出された報告書において、基本協定書の定めに従い添付すべき写真が添付されていないにもかかわらず、補正を求めるなどの必要な指導を行うことなく当該報告書を受け取っていた。受領時に確認し、適切に指導すること。

【改善事項】

(2) 文書管理について

月次業務報告書において、翌月末の連絡調整会議の会議資料として、他の会議資料とあわせて供覧されていた。報告書受理後速やかに重要事項を整理したうえで供覧すること。

【改善事項】

(3) 少年自然の家の利用促進について

指定管理者から提出された事業計画書において、企業からの使用の申し入れがあった場合も施設の設置目的を踏まえて幅広く利用を受け入れるという旨の記載があるが、担当課としては四日市市少年自然の家条例に定められた使用者の範囲として、新入社員研修などの一部の目的を除き、企業は含まれないと解釈しているとのことである。今後、少子化により利用者の増加を見込むのは難しくなると考えられるため、当施設の設置目的を妨げない範囲で、条例解釈と事業計画書の記載に整合性を図り、幅広く利用を受け入れられるよう、利用促進を図ること。

【改善事項】

(4) 事故報告について

事故が発生した数日後に事故報告書を受領し供覧している事例が見受けられたが、発生直後に指定管理者から連絡を受けたことや、それに対する市側の対応については特に記載がな

い。事故発生直後に報告を受け、市として速やかに対応を行ったのであれば、その旨を書面で記録に残しておくこと。 **【改善事項】**

(5) 施設のバリアフリー化について

高齢者や障害者等が利用しやすい施設になるよう、指定管理者から現状について確認したうえで、トイレの洋式化などバリアフリー化のための改修について計画的に取り組むこと。

【要望事項】

(6) 工作物の修繕について

水沢市民広場に設置されている看板、掲示板等の工作物に経年劣化がみられるため、修繕を行うこと。 **【改善事項】**

(7) 備品の安全確保について

取得から30年以上経過している備品が多くあるので、安全に使用できるか十分に確認を行い、事故防止に努めること。 **【要望事項】**

(8) 監視カメラの設置について

少年自然の家には監視カメラが設置されていない。児童・生徒が利用する施設であることから、不審者の侵入対策は厳重に行う必要がある。防犯対策の強化のため、監視カメラの設置について検討すること。 **【要望事項】**